

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 6 年 3 月 2 1 日付けの保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

幾度も担当ケースワーカーへ確認し、「保護費減額はない」の返答があったが、今回は厳しい減額であり、本件処分の削減無効、取消しを求める。生活ができない保護費では困る。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 9 月 2 7 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

ア 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

法11条1項は、1号に生活扶助を、3号に住宅扶助を掲げている。

イ 法25条2項及び同項において準用する法24条4項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(2) 保護基準

ア 基準生活費の算出

保護基準別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費の額（月額）」は、特別区に居住する1人世帯（60歳）の場合、A（第1類の表に定める60歳～64歳の基準額46,930円に逓減率1.0を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額27,790円の合計額74,720円）にB（経過的加算額（月額）の表に定める60歳～64歳の加算額1,160円）及びC（第2類の表に定める地区別冬季加算額2,630円（下記イ参照））を加えた額とするとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)及び同・(2)）。

イ 地区別冬季加算額

特別区に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間、

月額 2, 630 円を加えるものとしてされている（別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア・(ア)・第 2 類 VI 区（東京都は、同・(2)・イにより「VI 区」とされている。））。

ウ 特例加算

基準生活費の算出に当たっては、上記アにより算定される額に世帯人員一人につき月額 1, 000 円を加えるものとしてされている（別表第 1・第 1 章・4）。

- (3) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 10・1 によれば、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年 1 回 4 月 1 日に行うことができるとされ、また、4 月 1 日に行う切替えは、3 月 31 日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこととされている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が令和〇年〇〇月〇〇日に満 60 歳に達したことから、令和 6 年 4 月 1 日付けで、生活扶助基準の基準生活費の額の算出に係る年齢別区分を「60 歳～64 歳」に切り替えるとともに、同年 3 月まで計上されていた冬季加算額 2, 630 円を削除する保護変更決定（本件処分）を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、法、保護基準及び局長通知に基づいて適正になされたものであり、また、同年 4 月以降の支給額に係る計算に違算は認められない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第 3 のとおり主張する。しかし、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて

いるものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己